

2019年度 社会福祉士・精神保健福祉士全国统一模擬試験訂正表

この度、2019年度全国统一模擬試験に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のように訂正くださいますようお願い申し上げます。

該当頁	該当箇所	誤	正
解説書 2 頁	問題 1 選択肢考察 5	設問文に記すとおりである。	(削除)
問題集 14 頁 解説書 44 頁	問題 35 選択肢 4	地域福祉計画	地域福祉支援計画 ※なお、市町村は「地域福祉計画」であり、これも都道府県地域福祉支援計画同様、努力義務です
解説書 56 頁	問題 43 選択肢考察 1	医療介護総合確保推進法で定められているのは、「都道府県計画」である（第 4 条第 1 条）。	市町村計画の作成を定めている法律は「医療介護総合確保推進法」ではなく「医療介護総合確保促進法」である。同法で都道府県計画も定めている。 ※なお「医療介護総合確保推進法」は平成 26 年、「医療介護総合確保促進法」は平成元年に、それぞれ制定されました。
解説書 116 頁	問題 90 選択肢考察 5	数字ではなく文字で	文字および数字、英文字＋数字を用いて
解説書 155 頁	問題 119 選択肢考察 1	所轄庁は都道府県になっている。	原則所轄庁は都道府県（知事）、条件*によっては市（長）、指定都市の長、厚生労働大臣になっている。
解説書 159 頁	問題 122 選択肢考察 1	イニシャルコストとして扱われる。	寄附金はランニングコスト（事業・施設運営経費）だけでなく、イニシャルコスト（社会福祉施設整備費）の財源として扱われる側面がある。
解説書 159 頁	問題 122 essential point 2 行目	寄附金	寄附金はランニングコスト、イニシャルコスト、双方に扱われる側面があります
解説書 170 頁	問題 129 選択肢考察 5	浴槽に入る場合は健側からですが、出る場合について、不明瞭な問題であったことをお詫び致します。介助により、入浴者が浴槽で向きを変えることで「健側の左足から出る」を正解と致しましたが、介助者が利用者の背部を支え、患側から先に膝関節を支えて浴槽から足を出す、すなわち「患側の右足から出る」ことも考えられるため、不明瞭な問題でありましたことをお詫び致します。よって、不適切問題となります。	

◆問題 35 は、解が得られなく上記の通り変更するため、不適切問題として一律加点となります。

◆問題 119

- * 市長：主たる事務所が市の区域内にある法人であって、その事業が当該市の区域を越えないもの
指定都市の長：主たる事務所が指定都市の区域内にある法人であって、その事業が 1 の都道府県の区域内において 2 以上の市町村の区域にわたるもの及び第 109 条第 2 項に規定する地区社会福祉協議会である法人

厚生労働大臣：2 以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって厚生労働省令で定めたもの

(社会福祉法第 30 条)

2019 年度 社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験訂正表

この度、2019 年度全国統一模擬試験に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のように訂正させていただきますようお願い申し上げます。

該当頁	該当箇所	誤	正
解説書 2 頁	問題 1 選択肢考察 5	設問文に記すとおりである。	(削 除)
問題集 14 頁 解説書 44 頁	問題 35 選択肢 4	地域福祉計画	地域福祉支援計画 ※なお、市町村は「地域福祉計画」であり、これも都道府県地域福祉支援計画同様、努力義務です
解説書 56 頁	問題 43 選択肢考察 1	医療介護総合確保推進法で定められているのは、「都道府県計画」である（第 4 条第 1 条）。	市町村計画の作成を定めている法律は「医療介護総合確保推進法」ではなく「医療介護総合確保促進法」である。同法で都道府県計画も定めている。 ※なお「医療介護総合確保推進法」は平成 26 年、「医療介護総合確保促進法」は平成元年に、それぞれ制定されました。
解説書 116 頁	問題 90 選択肢考察 5	数字ではなく文字で	文字および数字、 英文字+数字を用いて
解説書 155 頁	問題 119 選択肢考察 1	所轄庁は都道府県になっている。	原則所轄庁は都道府県（知事）、条件*によっては市（長）、指定都市の長、厚生労働大臣になっている。
解説書 159 頁	問題 122 選択肢考察 1	イニシャルコストとして扱われる。	寄附金はランニングコスト（事業・施設運営経費）だけでなく、イニシャルコスト（社会福祉施設整備費）の財源として扱われる側面がある。
解説書 159 頁	問題 122 essential point 2 行目	寄附金	寄附金はランニングコスト、イニシャルコスト、双方に扱われる側面があります

◆問題 35 は、解が得られなく上記の通り変更するため、不適切問題として一律加点となります。

◆問題 119

- * 市長：主たる事務所が市の区域内にある法人であって、その事業が当該市の区域を越えないもの
 指定都市の長：主たる事務所が指定都市の区域内にある法人であって、その事業が 1 の都道府県の区域内において 2 以上の市町村の区域にわたるもの及び第 109 条第 2 項に規定する地区社会福祉協議会である法人
 厚生労働大臣：2 以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって厚生労働省令で定めたもの
 （社会福祉法第 30 条）

2019年度 社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験訂正表

この度、2019年度全国統一模擬試験に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のように訂正くださいますようお願い申し上げます。

該当頁	該当箇所	誤	正
解説書 2 頁	問題 1 選択肢考察 5	設問文に記すとおりである。	(削 除)
問題集 14 頁 解説書 44 頁	問題 35 選択肢 4	地域福祉計画	地域福祉支援計画 ※なお、市町村は「地域福祉計画」であり、これも都道府県地域福祉支援計画同様、努力義務です
解説書 56 頁	問題 43 選択肢考察 1	医療介護総合確保推進法で定められているのは、「都道府県計画」である（第4条第1条）。	市町村計画の作成を定めている法律は「医療介護総合確保推進法」ではなく「医療介護総合確保促進法」である。同法で都道府県計画も定めている。 ※なお「医療介護総合確保推進法」は平成26年、「医療介護総合確保促進法」は平成元年に、それぞれ制定されました。
解説書 116 頁	問題 90 選択肢考察 5	数字ではなく文字で	文字および数字、 英文字＋数字を用いて

◆問題 35 は、解が得られなく上記の通り変更するため、不適切問題として一律加点となります。

2018年度 社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験訂正表

この度、2018年度全国統一模擬試験に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のように訂正させていただきますようお願い申し上げます。

該当頁	該当箇所	誤	正
解説書 109 頁	問題 66 選択肢 4	査察指導員は、業務に支障がない場合に限り、現業員との兼務を認められている。	所長は、職務の遂行に支障がない場合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、査察指導員との兼務が認められている。
解説書 109 頁	問題 66 選択肢考察 4	○4 設問文に記すとおりである。査察指導員は本来の業務に支障がない場合に限り現業員との兼務が認められ、ケースを担当することができる（同法第15条第1項）。	○4 社会福祉法第15条第1項に基づき、所長が、その職務の遂行に支障がない場合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、査察指導員、現業員、事務所員を置くことを要しない。
解説書 137 頁	問題 80 選択肢考察 1	○1	×1 自宅にある衣類を持参することは法律行為ではないため事務として行えないが、衣類を購入することは法律行為に当たり可能であるため、選択肢全体としては誤りである。
解説書 147 頁	問題 85 アプローチ 4～5 行目	公益財団法人日本社会福祉会	公益社団法人日本社会福祉士会
解説書 161 頁	問題 94 アプローチ 3～4 行目	一般社団法人日本社会福祉士会	公益社団法人日本社会福祉士会
解説書 213 頁	問題 132 選択肢考察 2	指定居宅介護支援は、 <u>都道府県の指定を受けるが、一部、市町村の判断により基準該当サービスの提供が認められる。</u>	<u>居宅介護支援は、市町村の判断により基準該当サービスの提供が認められる。</u> また、基準該当サービスとは、居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者としての指定要件を満たしていても、市町村が、当該事業者のサービスが一定の水準を満たすと認めた場合、保険給付の対象とできる制度のことである。 ※ちなみに居宅介護支援事業者の指定権限については、2018年4月より、都道府県から市町村に移譲されている。
解説書 225 頁	問題 139 選択肢考察 2 2～4 行目	原則は非常勤であるが、相当の知識経験を有するものは、常勤とすることができる（第8条第3項）。	常勤・非常勤については、規定されていない。平成29年4月1日施行の「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の改正により、第8条第3項から非常勤の規定は削除されている。

◆問題 66 は、解が得られなく上記の通り変更するため、不適切問題として一律加点となります。

◆問題 80 は、2つ選ぶ設問に対して正解が1つのみとなるため、不適切問題として一律加点となります。

2018年度 精神保健福祉士全国統一模擬試験訂正表

この度、2018年度全国統一模擬試験に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のように訂正くださいますようお願い申し上げます。

該当頁	誤	正
解説書 108頁 問題 76 選択肢 考察 5 3～7行 目	5〇 記述のとおり。グループホームの設置場所として、入所施設および病院の敷地外を立地場所とすること、住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあることとされている。ただし、 <u>指定共同生活援助（地域移行支援型ホーム）の特例として、一定の要件を満たす場合は、地域移行への通過的な居住の場として病院の敷地内での設置が認められている（障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員・設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令）。</u>	5〇 記述のとおり。グループホームの設置場所として、入所施設および病院の敷地外を立地場所とすること、住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあることとされている。 <u>V介護医療院やW精神科病院の敷地内にグループホームが設置されている場合、それは指定共同生活援助（地域移行型支援ホーム）であり、同ホームの利用者は1年以上の長期入院患者でなければならないという要件があるため、入院期間3か月のJさんはこれを利用できない。よってJさんが利用できるグループホームは、V介護医療院やW精神科病院の敷地外の地域に設置されていなければならない。</u>
解説書 113頁 問題 79 選択肢 考察 1	1〇 記述のとおり。対象者は、ハローワークでの求職相談・職業相談において同制度を紹介された日の前日時点で、離職している期間が1年を超えており、パートやアルバイト等を含め、一切の就労をしていないことが要件となる。	1× 障害者トライアル雇用では、6か月を超えることが要件であり、さらにはその要件を満たさなくても他の要件に該当することで受給要件を満たすことが可能である。紹介日の前日までに離職している期間が1年を超えることは、一般トライアル雇用の要件（下記参照）である。 【参考】 厚生労働省：トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）
解説書 113頁 問題 79 選択肢 考察 2 4～5行 目	<u>障害者短時間トライアル雇用に代わってからは、助成金としてトライアル雇用者1人につき月2万円（最長12か月）に減額された。</u>	<u>障害者短時間トライアル雇用に代わってからは、助成金としてトライアル雇用の受給額は、トライアル雇用支給対象者1人につき月額最大4万円（最長12か月）となっている。</u>
解説書 114頁 問題 79 選択肢 考察 5	5× 精神障害者を初めて雇用する場合は、助成金の支給額は1人当たり月額最大8万円（最長3か月）である。精神障害者は最大12か月トライアル雇用を設けることができるが、助成金の支給対象期間は3か月に限られる。	5× <u>精神障害者を初めて雇用する場合は月額最大8万円、最長3か月であったが、2018（平成30）年4月より、最初の3か月は月額最大8万円、その後の3か月は月額最大4万円の、6か月最大36万円に拡充されている。精神障害者以外の障害者は、原則月額最大4万円（最長3か月）である。</u>

◆問題79は、不適切問題として一律加点となります。